

- 一七三、其ノ他ノ倉庫業
 (一三) 金融業
 一七四、銀行業
 一七五、信託業
 一七六、貸金業
 一七七、質屋業
 一七八、其ノ他ノ金融業
 二四、保險業
 一七九、保險業
 二五、其ノ他ノ商業
 一八〇、仲買 委託販賣及仲立業
 一八一、取引所
 一八二、市場業
 一八三、證券業
 一八四、小運送業
 二六、雜業
 一八六、土木建築請負業
 一八七、土地建物賃貸(貸室ヲ含ム)業
 一八八、物品貿易業
 一八九、新聞紙發行及圖書 雜誌出版業
 一九〇、旅館業
 一九一、娛樂及興業ニ關スル事業
 一九二、映畫製作業
 一九三、料理業
 一九四、貸席業
 一九五、理容業
 一九六、上水道業
- 一九七、埋立及干拓業
 一九八、其ノ他ノ雜業
- 第八、研究施設
 二七、研究施設
 一九九、研究施設(試作施設ヲ含ム)
 第九、其ノ他ノ事業及施設
 二八、其ノ他ノ事業及施設
 二九〇、教育事業
 二九一、體育事業
 二九二、文化事業
 二九三、慈善事業
 二九四、社會事業
 二九五、醫療施設
 二九六、博覽會
 二九七、觀光施設
 二九八、放送事業
 二九九、社交的施設
 二一〇、其ノ他ノ事業及施設

〔參照〕

昭和十三年(八月二十六日)厚生省令第二十三號學校卒業者使用制限令施行規則抄錄

健康保險法改正法律ノ一部施行期
 日ノ件(勅令第二百九十九號)

健康保險法中改正法律は本誌前號本欄に所報の如くであるが、その一部施行期日に關する法律は昭和十七年三月三十日付官報を以て公布を見た。之を掲ぐれば次の如くである。

健康保險法中改正法律の一一部施行期日の件公布

事務所別ニ卒業者ノ勤務スペキ工場、事業場又ハ事務所所在地ノ所轄地方長官(鑛業法又ハ砂鑛法ノ適用ヲ受ケル事業ニ付テハ鑛山監督局長トス)ヲ經由シテ之ヲ爲スベシ

テ使用シ得ヘキ卒業者アルトキ其ノ他特別ノ必要アルトキハ前條ノ規定ニ拘ラズ令第二條ノ認可ヲ受ケシムルコトヲ得

第三條 令第二條ノ認可ノ申請ハ工場、事業場又ハ

健康保險法施行令中左ノ通改正ス

(勅令第十七年三月二十八號)